

# 記入例

## 改葬許可申請書

令和 ●●年 ●月 ●日

佐伯市長 様

申請者 住 所 東京都渋谷区渋谷●-●-●

氏 名 佐伯 小太郎 (印)

墓地使用者との続柄 本人 (Tel) ●●○ - ○×▲□ - □□▲×

新しい墓地使用者と違う場合は、別途「承諾書」が必要です。

移転先の確認できる書類(受入証明書・使用許可証等)を添付してください。

墓地、埋葬等に関する法律第5条第1項の規定に基づく改葬許可について、次のとおり申請します。

現在遺骨のある場所 (現在の墓地等の所在地)	佐伯市 ●●●番地 △△寺墓地				
改葬の理由	<input type="checkbox"/> 居住地に近い墓地で供養するため <input type="checkbox"/> 公共工事に伴う墓地移転のため <input checked="" type="checkbox"/> その他(墓じまいのため)				
改葬の場所 (移転先の墓地等の名称・所在地)	佐伯市●●●5番●号 ●●●納骨堂 ●●●				
死亡者の本籍 死亡者の住所	死亡者の氏名	性別	死亡者との続柄	死亡年月日 埋葬又は火葬年月日	埋葬又は火葬の場所
本籍 大分県佐伯市 大手町1丁目●●番地 住所 大分県佐伯市 中村南町●番●号	佐伯 太郎	男	<input checked="" type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 子の子(孫) <input type="checkbox"/> 他 ( )	平成 10年 12月 10日 平成 10年 12月 11日	佐伯市 2881 番地 佐伯市火葬場 「紫翠苑」
本籍 大分県佐伯市 ●●●番地 住所 大分県佐伯市 ●●●番地	佐伯 花子	女	<input type="checkbox"/> 子 <input checked="" type="checkbox"/> 子の子(孫) <input type="checkbox"/> 他 ( )	昭和 56年 1月 16日 昭和 56年 1月 17日	佐伯市白坪 佐伯市中野火葬場
本籍 大分県佐伯市 ●●●番地 住所 大分県佐伯市 ●●●番地	佐伯 一郎	男	<input type="checkbox"/> 子 <input checked="" type="checkbox"/> 子の子(孫) <input type="checkbox"/> 他 ( )	昭和 10年 8月 10日 不詳 年 月 日	佐伯市●●●番地 △△寺墓地
		女	( )	年 月 日	
		男	<input type="checkbox"/> 子	年 月 日	

※ 本籍及び住所は戸籍謄本等で確認下さい。

※ 死亡者からみた申請者の続柄です。

※ どうしてもわからない場合は、「不詳」と記入。

※ 火葬の場合は、火葬場の場所。埋葬(土葬)の場合は、埋葬場所。

上記のとおり埋葬(埋蔵・収蔵)していることを証明します。

令和 ●●年 ●月 ●日

住所 佐伯市●●●番地

現在の墓地等の管理者

宗教法人△△寺 住職 ■■×× (印)

現在の墓地管理者が個人の場合は、写真2枚必要。(正面・建立者)

## 改葬許可証

※こちらは、市記載欄につき何も記入しないでください。

号 月 日

上記の申請については、許可します。

佐伯市長

# 改葬許可について

## 1 改葬について

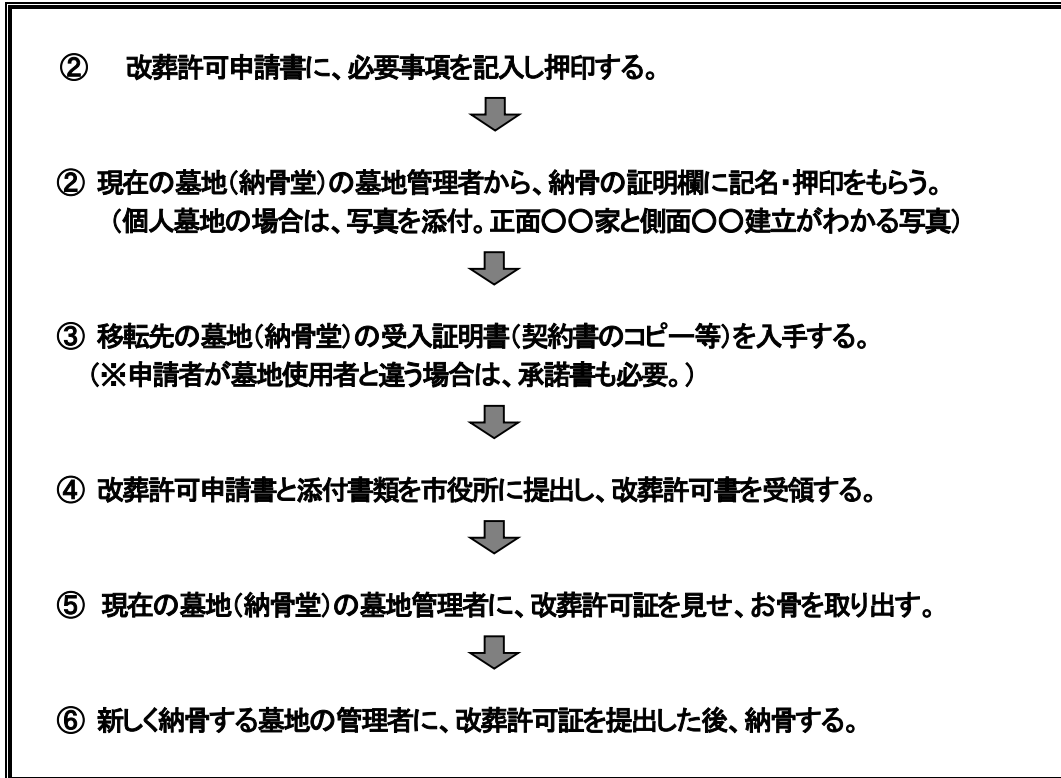
一度埋葬された死体や、埋蔵されている焼骨を他の墳墓に移すことを改葬といい、その手続は「墓地、埋葬等に関する法律（以下「墓地埋葬法」と記載。）に定められています。

墓地埋葬法は、国民の宗教的感情の尊重と公衆衛生の確保の見地から定められたものであるため、改葬についても許可制とされており、許可された墓地以外への埋葬もしくは埋蔵を禁止しています。

※注 「埋葬」とは、死体を土中に入れること。通称「土葬」。(99%以上が火葬。)

## 2 改葬許可申請の手続き

現在、お骨の入っている墓地（納骨堂）の市町村長に対し許可申請を行うこととされていますので、佐伯市内に存在するお墓に関する改葬許可申請は、佐伯市で受け付けます。【佐伯市内での移転も対象。】



## 3 改葬許可申請時の留意事項

(1) 死亡者の本籍、氏名等欄の記載について [不明時は戸籍謄本等で確認してください。]

(2) 申請者欄の記載について

[墓地使用者であれば、「本人」となります。] ◆本人以外の場合は、必ず承諾書を添付してください。

(3) 埋葬（埋蔵・収蔵）事実証明欄の確認

[現在の墓地(納骨堂)の管理者等から、事実証明を受けてください。]

※例 ①個人墓地の場合 ⇒ 個人（土地所有者等）が証明する。（現在の墓地の写真を添付。）

②地縁墓地の場合 ⇒ 区長が証明する。

③不明な場合 ⇒ 寺院の過去帳で死亡者が判明できれば、寺院の証明でも可。  
立会・現地確認が出来れば、市長名でも証明可。

(4) 移転先の受け入れ証明書の確認

[移転先の受入について確認できる書類（受入証明書等）を、必ず添付してください。]

※例 ①墓地永代使用契約書の写し、②墓所使用許可証の写し

問い合わせ先

佐伯市役所 市民生活部 環境対策課 電話 0972-22-3956